

国際日本文化研究センター講堂等使用規則実施細則

平成 6 (1994) 年 3 月 3 日 決 定
令和 4 (2022) 年 3 月 1 7 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国際日本文化研究センター講堂等使用規則（平成 6 年 3 月 3 日制定。以下「規則」という。）第 1 4 条の規定に基づき、講堂及びさつきホール（以下「講堂等」という。）の使用の実施に関して必要な事項を定める。

(講堂等使用届)

第 2 条 規則第 6 条に定める講堂等の使用の届は、別記様式第 1 号による講堂等使用届を管理部総務課に提出して行うものとする。

(講堂等使用許可の申請)

第 3 条 規則第 7 条に定める講堂等の使用許可の申請は、別記様式第 2 号による講堂等使用許可申請書を管理部総務課に提出して行うものとする。

2 所長は、前項の申請を適当と認めて講堂等の使用を許可したときは、別記様式第 3 号による講堂等使用許可書を申請者に交付する。

(講堂等使用の変更)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項に定める講堂等の使用の変更届は、別記様式第 1 号による講堂等使用変更届を管理部総務課に提出して行うものとする。

第 5 条 規則第 8 条第 2 項に定める講堂等の使用許可の変更申請は、別記様式第 2 号による講堂等使用許可変更申請書を管理部総務課に提出して行うものとする。

2 所長は、前項の申請を適当と認めて講堂等使用の変更を許可したときは、別記様式第 3 号による講堂等使用変更許可書を申請者に交付する。

(鍵の借受け、返還)

第 6 条 講堂等使用届を提出した者及び講堂等の使用許可を受けた者は、管理部総務課に講堂等使用届の写し又は講堂等使用許可書を提示のうえ講堂等の鍵を借り受け、使用後は速やかに返還しなければならない。

附 則

この細則は、平成 6 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 3 年 1 2 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日から施行する。

附 則

この細則は、令和4(2022)年3月17日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第4条関係）

使 用
 国際日本文化研究センター講堂等 ・ 届
 使用変更

年 月 日

国際日本文化研究センター所長 殿

使用責任者 所属
 職名
 氏名 ⑩
 （連絡先 TEL（ ） — ）

次のとおり講堂等の使用・使用変更について届け出ます。

区 分	☐ 新 規 ☐ 変 更
使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 月 日（ ） 時 分まで
使用目的	行事等の名称 _____ _____ _____ _____ _____
使用施設 （○印を 付す。）	講堂 楽屋 控室1 控室2 同時通訳室 さつきホール
使用設備	別 紙 の と お り
参加予定 人 員	人
特別設備 の持込み の有 無	有 ☐ （有の場合は、持込みリストを添付すること。） 無 ☐
備 考	

註：① 届出に当たっては、新規の場合には「使用」に、変更の場合には「使用変更」に○を付すこと。

② 変更届の場合には、変更部分のみ記入すること。

別記様式第2号（第3条第1項、第5条第1項関係）

使 用
国際日本文化研究センター講堂等 ・ 許可申請書
使用変更

年 月 日

国際日本文化研究センター所長 殿

使用責任者（団体の場合は、名称及び代表者名）

所属・職名

住 所

氏 名

㊞

連絡先 TEL () ー

FAX () ー

次のとおり講堂等を使用・使用変更したいので、御許可くださるようお願いします。

なお、使用に当たっては国際日本文化研究センター講堂等使用規則及び使用心得を忠実に遵守します。

申請区分	☐ 新 規 ☐ 変 更
使用日時	年 月 日 () 時 分から 月 日 () 時 分まで
使用目的	行事等の名称 _____ _____ _____ _____ _____
使用施設 (○印を付す。)	☐ 講堂 ☐ 楽屋 ☐ 控室 1 ☐ 控室 2 ☐ 同時通訳室 ☐ さつきホール
使用設備	別 紙 の と お り
参加予定 人 員	人
特別設備 の持込み の有 無	有 ☐ （有の場合は、持込みリストを添付すること。） 無 ☐
備 考	

註：① 申請に当たっては、新規の場合には「使用」に、変更の場合には「使用変更」に○を付すこと。

② 変更申請の場合には、変更部分のみ記入すること。

別記様式第3号（第3条第2項、第5条第2項関係）

使 用
国際日本文化研究センター講堂等
使用変更

・ 許可書

許可番号第 号
年 月 日

殿

国際日本文化研究センター所長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった講堂等の使用については、次のとおり許可
します。

使用日時	年 月 日 () 時 分から 月 日 () 時 分まで
使用目的	行事等の名称 _____ _____ _____ _____ _____
使用施設 (○印を 付す。)	講堂 楽屋 控室 1 控室 2 同時通訳室 さつきホール
使用設備	別 紙 の と お り
特別設備 の持込み の 有 無	有 ☐ (持込み許可リストのとおり。) 無 ☐
使 用 料	円 内 訳 建物使用料 円 設備使用料 円

註：使用に当たっては、使用規則及び使用心得を遵守すること。

国際日本文化研究センター講堂等使用心得

1. 使用場所及び時間を厳守すること。
2. 施設、設備、物品等を損傷及び汚染しないこと。
3. 火災等の事故の起こらないように注意すること。
4. 使用場所は、常に清潔に保ち、ゴミは持ち帰ること。
5. 使用目的以外に使用しないこと。又他に転貸しないこと。
6. 使用許可場所以外に無断で出入りしないこと。
7. 使用心得に反し、本センターから使用中止を求められたときは、無条件でこれに応ずること。
8. 使用終了後は、直ちに使用場所の清掃を行い、使用物品等を原状に復し、本センター職員の点検を得ること。
9. 使用者の事故の損害については、本センターは一切その責任を負わない。
10. 本許可書は常に携帯し、本センター職員の請求に応じ提示すること。
11. 使用料は、本センターの発行する請求書により使用する日の前日までに、原則として指定金融機関の口座に納入すること。
12. 使用料は、本センターの都合によりその使用許可を取り消した場合を除き、いかなる事情があっても返還しない。
13. その他、本センターの指示に従うこと。